

定住促進のための県所有宿舍の入居規制緩和特区（受付番号 2：温泉津町）

1 申請内容

目指す地域活性化：U I ターン者等を対象とした、一時的住宅確保問題を解消することによる定住促進。

現在の障壁：U I ターン者等が本格定住に向けて住宅確保をするには時間を要し、その期間中における一時的な住宅が必要となるが、過疎地においては、住宅数が少なく、一時的な滞在が困難であることから、定住促進の阻害要因となっている。

申請者の意図：県所有宿舍の入居規制を緩和し、U I ターン者等の一時的入居を可能にしてもらいたい。

2 規制の内容

島根県職員宿舍管理規則

職員でない者は、宿舍の貸与を受けることができない。

ただし、県の事務又は事業の円滑な運営を図るため宿舍に居住させる必要があると知事が認める者については、この限りでない。

島根県教職員住宅管理規程

教職員でない者は、住宅の貸与を受けることができない。

ただし、県の事務又は事業の円滑な運営を図るため住宅に居住させる必要があると教育長が認める者については、この限りでない。

島根県警察の職員宿舍の管理に関する訓令

宿舍の被貸与者は、警察職員及びその同居者であること。

被貸与者が職員でなくなったとき等明け渡し事由に該当するときは、宿舍を明け渡さなければならない。

3 推進チームにおける対応方針案 7/15 政策調整会議において了承 職員の入居の支障にならないような運用方法を前提に、全県的に実施する。

・対象外宿舍：寮

警察職員宿舍（棟単位で空き室がある場合を除く。）

特定の財源(補助金、借入金)により建設した宿舍 今後個別に検討

・入居対象者：県外からの定住希望者及び県内を含む産業体験参加者

・入居条件：期間は1年以内（年度をまたぐ場合は3月末の退去もあり得る。）

貸付料・修繕等は職員と同じルール等

・適正運用担保：入居に際しての関係者による事前審査

市町村の関与

9月1日からの実施を目途とする。

4 その他

空き室の有効活用にもつながる。